

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第三十四号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 堀 末治君

委員

愛知 揆一君
石村 幸作君
高橋進太郎君
堀 哲二君
若木 勝蔵君
原 虎一君

政府委員

地方自治 藤野 繁雄君
政務次官 奥野 誠亮君
地方自治庁 財政課長

事務局側

常任委員 福永興一郎君
会専門員 武井 群嗣君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した事件

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) これより委員会を開会いたします。本日は地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に對しまして質疑を続行いたします。

○若木勝蔵君 先ず政府当局に御質問しますがこの提案理由には「単位費用を法定する外、測定単位の数値、補正係数及び基準財政収入額の算定方法を法律で定める」といふふうな語句が

あるのでありますが、法案を見ますと補正係数の方面が見当らないようでありましてこれはどういふふうになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現行法では補正係数は地方財政委員会規則で定めることになつておりましたのを改正案によりまして法律で定めることにして

いるわけでありまして。併しながら一万余の地方団体の実情に徴した補正係数を今直ちに法定してしまふことは

なほ困難が伴つておりますので、昭和二十七年と昭和二十八年年度に限りましては地方財政委員会規則で定めることができるように附則の第三

項に読み替へるの規定を設けておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 それでは現在この地方財政委員会の規則によつてきめてあるところの補正係数のとり方についてお

伺ひたいのでありますが、まあ全般に亘つてなかに、範圍が広い点がある

のでありまして、私は特に寒冷度とそれから積雪の度合についてどういふところの根拠に立つて級地決定をして

るのであるか、これについて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 寒冷度と積雪度につきましては、気象台が過去五十年間観測をいたして参りました実績

を基礎にいたしまして、或いは冬期間における気温がどの程度であるか、或いは積雪の度合がどの程度であるかといふふうなことから一定の線を引きま

して数地域に地域の区分をいたしたわけでありまして。

○若木勝蔵君 それは誠に抽象的な言い方で、私のお伺ひしたいのは、具体的にどの方面に亘りまして、寒冷度をどういふふうな温度の取り方によつて決定してあるか、そういうことについてお伺ひしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 具体的に地域の区分は地方財政委員会規則できめておられますのでそれらの地域は官報で告示されておるわけでありまして。なお積

雪の度合が何メートルから何メートルまでをどの地域にするといふふうな地域区分につきましては資料を持ち合せて

いませうとありますので、後刻それらの区分をお手許に差上げたいと思ひます。

○若木勝蔵君 それは非常に私は大事なことであると思つておりました。少しく詳細な資料を以ちまして次の機会に御説明をお願いしたいと思ひま

す。というのは、非常に寒冷度とか積雪の度合を決定するといふことは平

衡交付金の配分と非常に關係を持つておりまして、現在では相当不合理でな

いかといふふうな不満の地域が相当あるように私は考へております。そういう点からいたしまして十分

この点について納得の行く御説明をお願いしたい、こう考へております。

○政府委員(奥野誠亮君) 何メートルから何メートルまでを何級地にする、それから何メートルから何メートルまでを何級地にするといふふうな数字の基礎は後刻お答えして頂きたいので

ありますが、なおどのようなやり方をしておるかといふことにつきましても一言触れさせていただきます。

○若木勝蔵君 今お聞きした内容は私も納得できると思つておりますが、要はそれを決定するところの寒冷の度合、積雪の度合を地域的にどうきめて行くかといふところに重点があるの

で、その点は資料に基いて御説明を願わなければならぬと考へております。その問題は一応この次の機会まで保留いたします。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。

○高橋進太郎君 ちよつとお伺ひしたいのでありますが、この平衡交付金算定の、例えば道路であれば一平方メートル十二四四銭といふふうな、こ

ういふような単価を出した経緯について御答弁を願ひます。単価算定の基礎について。というのは例えば都道府県の厚生労働費について、社会福祉費、人口

といふようなものを一人々々について、或いは物について単価を出しておられるのですが、この単価を算出した経緯と申しますか……。

○政府委員(奥野誠亮君) お手許に各行政項目別単位費用算定基礎という二百頁内外の資料を差上げておるわけでありまして、どれで申上げておることでありますが、一応大衆になじまれておる経費といたしまして便宜消防費をと

つて申上げますと、百五十九頁を見て頂ければよろしいわけでありまして。消防のことをここに書いておりますがそ

れを例にして申上げてみます。消防費

の地域区分の基礎は後刻お答えしたいと思ひます。

○若木勝蔵君 今お聞きした内容は私も納得できると思つておりますが、要はそれを決定するところの寒冷の度合、積雪の度合を地域的にどうきめて行くかといふところに重点があるの

で、その点は資料に基いて御説明を願わなければならぬと考へております。その問題は一応この次の機会まで保留いたします。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。

○高橋進太郎君 ちよつとお伺ひしたいのでありますが、この平衡交付金算定の、例えば道路であれば一平方メートル十二四四銭といふふうな、こ

ういふような単価を出した経緯について御答弁を願ひます。単価算定の基礎について。というのは例えば都道府県の厚生労働費について、社会福祉費、人口

といふようなものを一人々々について、或いは物について単価を出しておられるのですが、この単価を算出した経緯と申しますか……。

○政府委員(奥野誠亮君) お手許に各行政項目別単位費用算定基礎という二百頁内外の資料を差上げておるわけでありまして、どれで申上げておることでありますが、一応大衆になじまれておる経費といたしまして便宜消防費をと

つて申上げますと、百五十九頁を見て頂ければよろしいわけでありまして。消防のことをここに書いておりますがそ

れを例にして申上げてみます。消防費

の測定単位は右の肩書に書いてありますように人口であります。第一に経費の細目細節別行政事務の内容とすることを書いております。消防費で測定されておる行政事務にはどういふものを予定しているかということでありまして、そこに常備消防費と義勇消防費とに分けて経費の基礎をなします事務を挙げ、同時に右の端に根拠法令といふものを記載いたしているわけであります。第二に百六十一頁のところであります。標準団体の行政規模といふものを書いております。で、すべて単位費用を出します際は標準団体といふものを想定してかからなければならぬわけでありまして、標準団体といふものは人口十万人の団体を基礎にとつておるわけであります。人口十万人の団体におきます消防行政費用といふものを十万という数字で除しまして単位費用を算定するわけであります。従つて又人口十万という標準団体においてはどの程度の行政規模を想定するかといふと、イは常備消防関係で庁舎でありますとか、消防ポンプ自動車でありますとか、或いは職階別の消防職員数でありますとか、こういうようなものを想定しておるわけであります。その裏に(口で義勇消防関係では更にどの程度の分団数、それから団員、それから消防ポンプといふようなものを想定しているかということも明らかにしておるわけであります。その次に百六十三頁に第三といたしまして経費の細目細節別職員配置表といふものを掲げております。どういふような職員配置を予想しているかといふと、常備消防の職員配置表は、消防本部ではどうであるか、消防署ではどうであるかといふよ

うなとをここに掲げておるわけであります。その裏に義勇消防の職員につきましての配置表を想定しているわけであります。それから第四に百六十五頁のところで、単位費用をどう測定しているかということについて、常備消防の關係では、消費的経費では九百七十九万八千六百三十六円、これについては手数料等の雜収入がございますのでそれらを差引きますと、右の端の一般財源が九百六十九万七千五百七十二円になる。こういうような経費を全部寄せて参りますと、一般財源の欄、右の一番下を御覧頂きますと一千三百五十四万二千九百五十六円になるわけであります。その次の行に標準団体測定単位の數値は人口十万と書いてあります。この十万で除することによつて百三十五万四千三十三銭ということになつて来るわけであります。消防経費は比較的單純でありますので細目は二つに分かれておりません。他の行政關係でこれらのものが數十項目に分れておりまして、各項目ごとに一般財源がどれだけ必要と考へておるかということとをこの資料の中に明らかにいたしておるわけであります。

○高橋鑑太郎君 結局一つのモデルを想定して、實際にまあこうであらうとというような標準経費を想定して、それによつて算出せられたように御説明があつたのでありますが、そうしますと、今の消防の例で申し上げますならば、人口十万という標準ですけれども實際の大部分の町村というものは一万以下が多いのでありますが、併しながら常備消防でありましていゝゆる最小額のものとはこれはどうしても置かざるを得ないのであります。言い換へ

れば一万の人口で消防ポンプが一合なら十万では十合でよろしいのかとこう言へば、むしろ十万なら機動的に運営することによつてそれが六合とか五合とかでいいのでありますが、そういう實際とモデルとの食い違いと申しますかズレと申しますか、そういうものはどういふふうな調整をせられておるのか、その点を。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お説のようない見地から構成の要素というものを五つ法律できめておるわけでありまして。それで概して多くの行政経費につきましては、標準団体の数値よりも少くなつて参りまする団体におきましては、数値の割には経費が割高になるわけであります。半面に数値の非常になふえて来る団体につきましては概して経費は割安になつて来るわけでありまして。そういうふうな点を数値の多少による段階といたしまして補正をいたします。従つて数値の少い団体は實際よりも多い数字を基礎にして経費が算定されて来るというふうなことになるつて参るわけであります。

○高橋達太郎君 そうしますと、今のようなのは補正係数で補正をせられるところなのですが、そうしますと問題にはむしろこういう単位費用を公定するということよりも、補正係数をどうきめるかということによつて非常な實際上動きが出て来ると思うのですが、それを規則できめるといふことになれば、この法案というものは或る意味からいへば骨抜きになりはしないかと思われるのですがその点はどうなんですか、よろう。

○政府委員(奥野誠亮君) 現行法ではは補正係数も規則で定めるといふことに

いたしておるわけでありませう。当時、今まで地方団体が大体にやつて参りました行政の実態につきまして、単純に補正係数を乗じまして計算するといったにしても、なか／＼それが確定を見るまでには簡単なことではできないだらうというようなことを考えておりましたために、規則で定めることにしておつたわけでありませう。併しながら研究が進んで参りますに連れまして、やはり法定しなければならぬ、又法定することが可能であるというような確信を持つことになりましたので、このたび規則で定めないのでそれとやはりお説の通り法律で定めるといふことにいたしましたわけでありませう。併しながら今直ちに法律で定め参るのには非常に不合理なものをそのまま確定してしまふということになりますので、なお若干かすに時日を以てして頂きたい。そういうような意味合から二年間だけは規則で定めることができるというふうにいいたしておるわけでありませう。併しながら若し研究が進みまして成案が得られますならば、二十八年からでも法律で定めるような努力をして行きたいというふうな考え方を持つてゐるわけでありませう。

なお経過的なことを申し上げてみますと、二十五年、二十六年は大体過去の実績を基礎にしながら補正係数を定めて参つたわけでありませう。併しながらこれでは過去の実績を一応正しいとするだけでありまして、過去において財政が非常に悪かつた所では、実際にもつと経費が必要なんだけれども財源がないためにそれだけの運営ができなかつたんだというふうな所も非常に多いわけでございますので、こういう

うことは穩当でないわけでありませう。現在作業をいたしておりますのは、各段階ごとにあるべき経費の所要額というものを測定しているわけでありませう。そういうことを行いまして各段階ごとに所要経費を算定して、それから結果的に補正係数を出すようにして行きたいというふうに考えているわけでありませう。

○高橋遼太郎君　それからもう一つお聞きしたいのですが、この都道府県のとこに労働費の中に、工場事業場労働者数、一人につき幾らこういうのと、それから商行政費という中に従業員者数が一人についてやはり八百二十二円というのですが、この産業経済の4の商行政費と、それから3の3の労働費というものは客体がこれは同一になつてダブることはないのでしょうか。その点はどうでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君)　厚生労働費の中の労働費で考えておりますのは、先づ工場事業場労働者数において労政教育関係の経費を見ているわけでありませう。それから失業者数の面においては失業対策施設事業費の面を見ているわけでありませう。従つて両者はダブらないというふうに考えております。

○若本勝藏君　私も今十分聞きとれなかつたのですけれども、高橋さんの御質問の中にあつたと思いますが、単位費用を法定するということは非常に私は重大なことだと思つておりますが、これと相並んで補正係数の方面を法定するといふようなことが伴わなければ、これはこの測定単位といふようなものを定める場合に非常に私は支障を来すと思ひます。片手落ちのような感じが好になるわけでありませう。併し先ほど

の私の質問に対する御答弁から考えても二カ年だけはまだ研究期間としてやりたい、こういうふうなお話でありましたがどうもその辺が研究期間においてやることはいいでありましようが、非常にこの法律は測定単位の決定の上において非常に不備を来すのではないが、こういう点が危惧されるのであります。そこで先ず第一に私は、今消防についての単位費用の計算の仕方が御説明がありました、教育費関係につきまして更にこれを伺いたいと思うのであります。法案の第四頁の欄の二の教育費一小学校費、それから測定単位児童数、一人につき千九百四十四、この千九百四十四という単位費用を考へるためには標準行政の規模というふうなものが考へられなければならない、こういうふうには思ふのであります、その標準行政の規模というふうなものですが、例えば一学級当りの子供をどの程度の数に見ておるか、或いは学級数をどのくらいを標準にして行く、そういうふうなことが考へられるかどうか、その点につきましてどういふふうには地財委のほうとして計画を立てておられるか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 前段の補正係数につきましては高橋さんにお答えいたしました通りであります。ただ法律で釘付けにしてしまふだけの成案は得ていない。併しながらもより地方財政委員会規則でそれらの係数を定めまして官報で告示をして参つておるわけでありまう。逐次是正を図りながら安定したものにして参りたいといふ考へを持つておるわけなんでありまして、かすにも二年度以内で法律で安定させることが可能であらうといふに考へておるわけでありまう。

なほ小学校費についてどういふふうな標準規模を想定しておるかというところにつきましては、二十六頁に小学校費を書いておりますが、生徒数では九百人、学級数では十八学級というものを想定しておるわけでありまう。これをとりまして基礎は、大休市町村につきましては人口十万人の都市というものを標準団体として想定しておりますので、人口十万人の都市におきまうる一小学校当りの数値というものが、たしか平均いたしまして九百四、五十人であつたかと思ひます。それを基礎にいたしましてこのようなり方をいたしたわけでありまう。

○若木勝蔵君 そうしますと生徒数については九百人、それから学級数については十八学級、こういうふうなことになるが、これは私の調査したところによりまうると非常に全国の平均より見て規模が大き過ぎはしないか。文部省あたりで見ておるのさういふふうな資料に基きましてはこれが、どういふ資料に基きましてはこれが、十八学級という標準をおとりになつたか、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 只今御説明いたしましたように、人口十万人程度の市におきまうるところの平均規模といつたしましては、小学校におきましてはたしか九百四十七人でありましたか正確な数字は記憶いたしておりませんが九百四、五十人、学級数は十六学級内外であつたと記憶しております。

○若木勝蔵君 それらはどういふ資料で以てさういふ判定をされたか。全国の教育委員会のほうにでも大体の報告をさせてそれによつておやりになつたわけですか、その点を。

○政府委員(奥野誠亮君) 文部省に聞き合はせましたのでありまして、たしか指定統計の数字ではなかつたかと思ひます。

○若木勝蔵君 ところが今申しましたように、文部省のとり方でさへ非常に差があるように私は聞いておるのであります、さういふところに何か実情にそぐわない、結局平衡交付金を千二百五十億なら千二百五十億をきめるといふような場合、国の予算の枠に縛られて、さういふ不自然な実態から離れたところのものに、或いはその予算に合せるためにこの辺がよからうといふので十八学級に直して行つておるといふようなさういふようなことはありませんか。私はさういふように考へられるのですがどうなるものでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申し上げましたように人口十万人程度の市の平均であります。市の平均がこの数字になつておるわけでありまうが、お話のようにもつと規模の小さい学校を想定いたして参りますと、経費が割高になりまうから結果的にさういふような計算の仕方をしていまして、全国の財政需要としては多くなるだらうと思ひます。教育費に限りませうどの行政費につきましても必ずしも十分だとは言えないのでありますけれども、一応現在の国民経済の模様から考へてみましたならばこの程度でやつて行かなければならぬのじやないだらうかといふような考へを持つたのであります。特に教育費について苛酷な少い計算の仕方ですつたといふような考へは持つていないわけでありまう。

○若木勝蔵君 そうしますと、今の御答弁で大体推量がつくのでありますけれども、実態よりも少し無理になるけれども国の財政上止むを得ない、さういふふうに私は受取るのであります、甚だこの点につきましては、今義務教育費国庫負担法も出ておりますが、さういふところに私は今後のそれらの法案の是非の問題が論ぜられて来る根拠があるのではないかと。現在の平衡交付金制度で行つた場合にどうしてが縛られる憂いがある、さういふふうには私は考へるのであります。そこで全国平均の一学級当りの子供の数あたりを見ましても、五十人と見ておるといふよりも、小学校は四十四名、中学校は四十五名程度になつておる。それを一学級五十名ということになるが非常に教育上差が出て来る、教育力という方面が低下して来るのであります。さういふ点も十分考慮されて、我々は単位費用といふものを法定して行かなければならない、さういふように考へるのであります、大体今の御答弁で地財委の立場というものは、私は見通しがつきましたので、これ以上御質問することはやめまうが、更にこれに関連しまして二、三伺いたい点、先般この二十七年年度の財政計画のときにいわゆる首切りを五%として見積つておる。さういふふうには考へておるのではありませんが、この単位費用の見積り、さういふふうな方面においてはやはり五%の整理といふことを考へて承りたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一の問題の平衡交付金制度に入つてゐるから教育費が少いのであつて、国庫負担制度を設ければ教育費をもつとふやうなことができるのだといふお考への点については、少し問題の考へ方を誤つておられるのじやないかと私は考へるのであります。なぜならば、若し平衡交付金制度におきまして教育費を充実したいとお考へになるならば、測定単位あたりの費用を上げられればそれだけ教育費といふものが多く算定されるわけでありまう。もとよりこれを少くすればそれだけ少く算定されるわけでありまう。その結果は若し租税収入をふやさないときには他の行政費にも圧迫が加わるわけでありまう、若し租税収入をふやしてさういふ措置が行われるならば他の行政費を圧迫することになるだらうと思ひます。問題は専ら国民の租税負担をふやすかふやさんかといふ点に帰着するのじやないかと私は考へてゐるわけでありまう。

なほ第二の一学級当りの児童数を何人と見るかという問題、一学級あたり児童数は現実に小学校が四十四人、中学校は四十五人程度であります。併し単位費用を計算するに當りましては先ほど申し上げましたように標準的な施設といふものを想定いたしまして、さうして単位費用を計算することにしたのであります。併しながら数字の多少等によつて補正する措置を講じて行かなければならぬのでありまして、この補正の仕方には又いふ／＼の問題があると思ひます。併しながら大体一学級あたり五十人を標準的な施設として考へ

ておられると我々は思つてゐるのであります。その見地からこの五十という数字を採用いたして參つてゐるわけでありませう。

第三に五名の減を見てゐるか見てゐないかという問題であります。大体小学校費を計算するに當りまして、中学校費を計算するに當りまして、府県分の分には専ら教員の給与費であります。これらの教員の費用を計算するについては五十人一学級といたしますと、仮に一学級につき一校地方財政計画の面におきましては小学校は一・四五、中学校は一・七一というふうなものを基礎にいたしてあります。このような単位費用を以て計算いたしますれば大体地方財政計画の定めておられますような金額と大同小異になるわけだ、こういうことになると思ふのであります。

○若本勝蔵君 今のお話で結局単位費用を多くすれば教育費を確保することができるといふやうなことは誠に私にはお説の通りだと思ふのであります。ところが過去二十年の実績において、いわゆる平衡交付金の総額から縛られて、そういうことがなし得なかつた。そういうところを私は言つてゐるのであります。前のいわゆる半額国庫負担の場合と比べて更に非常に低下してゐる。こういう点を私は考へて質問してゐるのであります。何ら私の考へ方としては誤つておらない。こういうふうには思つてゐるわけでありませう。ただ実績の上から事実上そういうことは成立つておらない、こういうふうには思ふのであります。

ありますが、ここにも文部省あたりの考へてゐるいわゆるその考へ方と地財委の考へ方とは違ふのであります。文部省におけるところの考へ方をみると、従来の五十人というものは非常に不合理であるという建前からこれは四十五名程度をとつてゐるのであります。そういう点を十分考へて行かなくてはならぬと思ふのであります。

更に私は伺ひたいのは、これも前に問題になつたのであります。国家公務員よりも地方の教職員は三百七十五円だけ高いからこれを切下げろ。この問題につきましては随分問題があつたところで、私が岡野國務大臣にも質問したのであります。その点についてはまだ決定を見ておらない、こういうふうなことがしばしば言われておつたのであります。ところが今度のいわゆる標準行政規模というやうな面から見まして三百七十五円というものを切下げて一体考へてゐるのかどうか、或いは切下げてゐないか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 給与ベースにつきましては同じやうな学歴、勤続年数を基礎にして考へられて、国家公務員よりも文部省では三百七十五円だけ高いというお話でありましたが、従いまして三百七十五円だけ引下げてそれを國家公務員に改訂を行なつたらしいからなるか、それから國家公務員なみの増俸を行なつたらしいからなるか、これらの点を計算いたしまして平均ベースをきめたのであります。

うが、そういう面で十分資料に基いて調査するといふふうになつてゐるのじやありませんか。そういう場合には現状のままで見積らなければならぬといふことは切下げて見積つてゐるというところはおかしいと思ふのであります。それをお伺ひしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 文部省のお話によりまして三百七十五円高過ぎるということとは間違ひないというお話であります。併しながら調査いたしました結果、それでは不当に地方公務員の給与が圧縮して算定されてゐるというところになりまして、場合によっては地方財政計画も改訂したいと考へますが、又単位費用等につきまして必要な改訂を考慮すべきものであらうといふふうに考へておられます。

○若本勝蔵君 次に伺ひたいことは旅費はどういうふうにお考へになつておられるか。それから年末手当は十二月の給料を標準にしてやつておられるかどうか。この二点について伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 小学校におきましては普通旅費を四千元、赴任旅費を千八百円、合計五千八百円を見ておられます。又年末手当につきましては十二月の給与というものを基礎にして計算いたしてあります。

○若本勝蔵君 大体このくらいで……○高橋達太郎君 私は先ほど質問の途中になつておつたのですが、先ほど単位費用の点をお聞きしたので、先ほど申し上げて、結局私のお聞きしたいことはこういう点なんでありませう。要するに単位費用といふものは、実際のそういう一つのモデルから算定して、あるべき姿においての費用を算出したのか。或いは言換へれば平衡交付金というものの大体の総額がある中で、普通平衡交付金の総額から大体この辺があれだといふふうになつてゐる天降式な大体のやつをおきめにやつたのでなからうかといふふうにも思われるので、実際の費用と平衡交付金で定められている費用と、大体これで地方行政が運営する上に支障ないのかどうか、その辺のところはどういう理由か。どうも我々町村長なり府県なりに驚きますと、仮に警察費にしても、最近少し改められました。それが六万円とか九万円とかという単位費用で計算されてゐる。言換へれば平衡交付金においての費用と實際にかかるところの費用との間にかなりの相当間隔があるように思われるのであります。単位費用の改訂に當つては、その点の御考慮が必要と思ひます。その辺の一つ實際上の点をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 平衡交付金制度は二十五年から始まつたわけでありませうけれども、二十五年においては単位費用を定めました。時間的余裕がございませんでしたので過去の実績がどうなつてゐるかということに基づいて単位費用を算出したわけでありませう。過去の実績を基礎にして行きます場合に単位費用で補償いたします財源というものは、平衡交付金の九割と地方税のうち普通税収入のうち七割だけでありませう。どうしても実績をそのまま単位費用に定めるわけには行かないわけでありませう。実績を若干落して行かなければならぬ。そういうやうなことをやりました結果、なお

今日地方団体の人の中には実績を切つた単位費用を出してゐるんじゃないだらうかというやうな誤解が持たれておると思ふのです。併しながら二十六年からは標準団体につきましてあるべき経費を算定して、それに基づいて単位費用を算定したものであります。このやうな標準団体を想定して単位費用を算出した場合には、ことさら必要経費を削減してしまつてゐるやうなやりかたはやつておりませう。ただ標準団体につきまして先ず第一に考へておられるのは、普通の経費しか算定しておらないのであります。その団体が特に実施してゐるやうな経費といふものは、標準団体のあるべき経費の中には算入いたしてありません。

併しながらその団体でも若干違つたやうな方をしておる間接費も、多少普通の経費だけ取上げた場合は窮乏になるというところはあります。半面には、若干の団体によりましては従来から殆んど特別な行政もやつていないので、その経費も逆にあまいという場合もあるだらうと思ひます。

第二には投資的な経費、毎年繰返されるのではないところの自動車の購入費或いは庁舎の改築の費用、こういうものについては残存価格の差引きをしたものを耐用年数で除した額だけがこの経費に算入しておるわけでありませう。従いまして数年間使用できますもの、或いは数年間使用して行きます建築費等は行つた投資には、その単位費用ではない。これは比較的そういう単位費用ではない。これは比較的生ずるだらうと思ふのです。団体の財政がどの

よりな時期に際会してあるかというこ
とによつてこの経費があまゝ算定して
おつたり、からく算定しておつたりと
いうことになるだらうと思ふのです。
こういうふうな投資的経費と消費的経
費とをわけて算定する結果、投資的経
費で多額に要します投資においては、多
少窮屈になることは止むを得ないと思
ふのです。

第三に河川の費用、道路の費用とか
いうものにつきましては相当地方債が
これに充てられておるわけでありま
す。地方債によりましてこれを特定財
源と考へるわけではないのですけれ
ども、現状におきましてはインフレ
の影響を受けて参つております結果、
實質的には同じような地方債を發行し
ておつたにいたしまして、過去の元
利償還費の負担金というものは比較
的軽度であります。それに比較いたし
まして今地方債で賄ふというところは若
干實質的には特定財源の形を持つて
来るので、このような経費については
地方債を或る程度特定財源に見る考
えの下に単位費用を算定いたしてお
るのであります。このような点はある
のでありますけれども、それ／＼基本
的な形を想定して、あるべき経費とい
うものを普通の経費について算定い
たしました。ことさらに削減するとい
う態度はとつておらないのでありま
す。

○高橋達太郎君 それからもう一つ
は、この平衡交付金にこれらの項目を
法定しておるんですけれども、實際に
おいてはこういう法定から減れてい
るようなものについてはどういふふう
な考へをせられておるか。例えば一例
を申し上げますれば仮に戦災の復興費と

いうようなふうにしてこの被災地の面
積だけを法定しておられるのです。と
ころが實際において戦災には殆んどか
からない所がたゞ／＼それに隣接して
おつて、従つて戦災者がたくさん疎開
の形式でその部落、つまり町なりま
村なりにおるといふようなときには相
当或いは生活保護法の関係であるとか
その他いろいろ／＼な関係においてそ
ういふ経費はいろいろあるのでありま
すが、そういつたような法定しているもの
とそれから實際減れていゝものとのずれ
があると思ふんですが、そういう点に
ついてはどういふふうにお考へになつて
いるか。

○政府委員(農野誠亮君) 戦災復興費
は被災地の面積をとつて算定されて
おりますので、戦災団体の周辺都市が戦
災団体から受け得る財政需要につきま
しては特別交付金を財政需要の測定
の中に加えていないわけでありま
す。ただ併しながらそういうような団体
でありまして結果的に物価が高くなつて
いるという場合には、やはり一種
の割合に高く取扱を受けているのじ
やないかというふうにお考へてい
るわけでありま
す。ただ普通の経費ばかり
算定している結果算入されないような
経費が非常に多くなるんじやないかと
いうような御意見でありまして、こ
れらにつきましてはその他の行政費の中
でその他の諸費という差別を一つ設け
ておりますが、この中では府県の場合
には知事の給与でありますとか、或
いは議会の費用でありますとか、市町村
の場合におきましてそれに類したもの
でありますけれども、この中にそ
ういふ特定しないものにつきましては予
備費的に三〇％程度のものを加算いた

しまして単位費用を算出するといふよ
うな方式をとつて算定するわけであり
ます。府県財政需要の測定の仕方にお
いてそういうことを行いますと同時に、
半面には税収入の算定に当りまして標
準税率の七割で計算したもののしか算入
しないといふようなことも今お考へに
なつておりますような点を兼ねて加算
して算定するわけでございます。

○高橋達太郎君 もう一つお聞きした
いのですが、これは細かいことですが
けれども府県の場合に林野行政費の民
有林野だけの面積があつて、官有林野
の面積は算定の中には入らないんです
が、これはどういふ関係ですか。

○政府委員(農野誠亮君) 林野行政費
については見ておられますが、性質から
考へまして、官有地については特に地方
団体が経費を多額に要するものはない
だらうといふふうな考へたからであ
ります。少し補足して申し上げますと百
十九ページの林野行政費についてどう
いふものを見ていられるかというこ
とを掲げておられます。百十九ページに経費細
目細則別事務内容というものがござ
います。造林対策費、林業指導費、林産物
増産対策費として林業開設費、林産物
増産対策費、治山事業費としては更に
いろいろ／＼な数項目を挙げてお
ります。こういうふうな経費を見てお
りますので、官有地があるために特に特別の経
費を要するといふことはこの面にお
いてはないんじやないだらうかといふ
ような考へかたをいたしてはいるわけ
であります。

が、例えば林野なんかにつきましても
比較的林野の保安施設、即ち林野に對
する消防とかそういうものがかかるの
で、一種の災害防止に對する費用等が
かかるのですが、車近な実例で申しま
すと、東北の或る村では九割五分まで官
有地なんです。従つてそういう村につ
いては現在の状況においては官有村と
いふものについては殆んどいわゆる昔
の基準でそれ／＼林野庁から幾らかの
費用が来るのですが、従つて平衡交付
金の算定については殆んど計算されな
い。従つて私はこれはむしろ平衡交付
金の問題というよりも林野庁の官有林
野に對する、その村に對する交付金の問
題だらうと思ふんです。従つて私は平
衡交付金で算定していないようなもの
については官有地についてもやはり固
定資産額を有地にすべきでないのです
から、従つて官有地につきましてもこれに準
じたものを一体林野庁のほうから報告
するものが至当ではないかと思はれるの
で、この点一つこれは何かの機会に、
平衡交付金の中から官有林野の分を除
くならば、これに準じた国からの官有
地に對する交付金をやるのが至当では
ないかと思ひます。どうかこの点は一
つ御交渉を願うようにお願いしたいと
思ひます。

○政府委員(農野誠亮君) 林野交付金
が国のほうから国有林野所在地の市町
村に交付されておるわけでありまし
て、これは元來土地に對する固定資産
税相当額といふことで計算されてお
るはずなのであります。ところが、お話
によりまして現実には少な過ぎるよう
でございますので、地方財政委員会と
いたしまして十分検討いたしまして
農林省等と交渉したいと思ひます。

○委員(西郷吉之助君) 他に御発言
ございませんか。
○若木勝義君 先ほど教員の定員のこ
とで、五〇の首りの点を伺つたの
であります。もう一つ伺ふことを落
したので伺つておきたいのですが、そ
れは結核とか華休の代用教員は枠内
にあるのか、枠外にあるのか、その点
を一つ伺ひます。

○政府委員(農野誠亮君) お話の趣旨
に私の答へが副つておりますかどう
すかわかりませんが、若し間違つて
おりましたら御指摘願ひたいと思ひ
ますが、二十六頁のところに小学校の経
費の単位を定めた基礎を書いており
ますが、その中で標準施設規模の(3)の
ことで教職員数といふものを想定い
しておられます。九百人、十八学級の
学校につきまして二二・六人といふ
ものを考へ、校長さんが一人、教員が
十八人、事故欠席等による補充養護教
員二人、結核、産休等の人が二・六
人、その他事務職員一人といふもの
があるわけでありま
す。結核教員二・
四四〇、産休関係では〇・八八〇とい
ふことになつておるわけでありま
すが、これを計算に加えて入れてお
ります。その計算
で〇・六人といふのはこれらを結
局枠内に入れておるということにな
ります。

○政府委員(農野誠亮君) 枠内、枠外
といふことはわからないのですが、こ
れはむしろ枠外に入れておるというこ
とに考へて頂きたいと思ひます。
○若木勝義君 どうも私は〇・六人を
入れておるということになると、定員
の枠内に入れておるよう思ふので
すが、そうではないのですか。

○政府委員(奥野誠高) 教員数について特に定員の考え方がよくわからないのですが、この算定の結果経費が幾らになるか、それが地方財政計画で算いて小学校費の場合とどのような変化があるかということならよくわかると思うのでありますが、その意味の御質問でしたらそのようにお答えしたいと思いますすがいかがでしょうか。

○若木勝蔵君 それではこの点は私ももう少し研究してみよう。

それから最後に一つ伺いたいのは、地方財政計画の中に見積られておる額が、ここに掲げられておるところの単位費用、或いはこれを基にしたところの基準財政需要額、そういうふうな方面とびつたり合っているかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○政府委員(奥野誠高) 補正係は一応二十六年度通りだというふうに考えて参りますと、小中学校合せまして基準財政需要額では八百四十三億四角余りになるわけでありまして、そのほか教員の資格が特に高いとか、或いは教員の資格が特に低いとかというふうなことで、従来特別交付金の算定基礎にそれらを用いまして相当額を各地方団体に交付しておるわけでありまして、併しながら一応普通交付金の基準財政需要額として想定されておるものは八百四十三億四角、財政計画として想定されておるものが八百五十億四角余りでありまして、その間に七億四角余りの隔たりがあります。併しながら、特別交付金を計算に入れて頂いたなら大体大同小異というように考えて頂いたらいいかと思ひます。一般の行政費につきましては租税収入の三割を別枠にしておる、或いは地方債を別枠にしてお

るといふような関係からかなり窮屈になつておるわけでありまして、義務教育費の性質上地方財政計画に大同小異のものを基準財政需要額でそのまゝ計算して行くといふようなやり方をしておるわけでありまして。

○委員長(西郷吉之助君) それでは時間も経過いたしましたから本日はこの程度にいたしまして、委員会を散会いたします。

午後零時二十五分散会

五月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願(第二〇〇五号)

一、出版業者に対する事業税免除の請願(第二〇一四号)

一、特別市制反対に関する請願(第二〇三七号)

一、自治消防整備強化に関する請願(第二〇九一号)

一、神戸特別市制反対に関する陳情(第二〇二二〇号)(第一〇三二二号)

一、地方税法中一部改正に関する陳情(第一〇二二二号)

一、清掃事業施設整備に要する財源確保に関する陳情(第一〇二七二七号)

一、地方公営企業法中一部修正に関する陳情(第一〇三〇三〇号)

一、東京、大阪両警視庁の国家警察編入反対に関する陳情(第一〇三七七号)

第二〇〇五号 昭和二十七年四月二十五日受理

定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願

請願者 長崎県議会議長 岡本直行

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

現下定時制高校のほとんどが中、小学校や狭い公共施設の一隅に併設されておられ、狭い、非衛生その他教授上の不便と苦痛が忍び難い実状にあるので、関係地元市町村においては、すみやかに独立校舎を建築して定時制高校教育上のあい路打破の計画を進めては現在起債が認められていないので本計画の実現を妨げているから、定時制高等学校校舎建築費の半額以上を起債の対象とせられるよう取り計らわれたいとの請願。

第二〇一四号 昭和二十七年四月二十八日受理

出版業者に対する事業税免除の請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ七社団法人全国出版協会 石橋滋山外六名

紹介議員 西郷吉之助君

独立後の文化国家再建に新聞と出版の果す使命の重大性に鑑み、文化の向上、その他公益上特に有意義な出版物に限り、新聞と同様事業税免除の特別措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二〇三七号 昭和二十七年四月三十日受理

特別市制反対に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町二ノ八全国指導連内特別市制反対農林漁業産

業団体協議会内 千石虎二

紹介議員 松原一彦君 森八三君 松浦定義君

特別市制の実施は、都市と農漁村との共存共栄の原則を破り両者を離反させ、農漁村経済を阻害しひいては日本経済の復興に支障をきたし、府県よりその中心である都市を除いては円滑な行政は困難である上、地方制度の分割は経済的、行政的に時代逆行であるから、実施せぬよう取り計らわれたいとの請願。

第二〇九一号 昭和二十七年五月八日受理

自治消防整備強化に関する請願

請願者 新潟県議会議長 西川弥平治

紹介議員 北村一男君

各市町村においては、火災その他の災害を予防するため、消防施設の整備強化に努めているが、地方財政の窮乏により、有事の際の消防活動に円滑な欠く虞があるから、平衡交付金の増額、消防起債のわく拡大等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇二二〇号 昭和二十七年四月二十五日受理

神戸特別市制反対に関する陳情(二通)

陳情者 神戸市生田区下山手通七ノ一兵庫県漁業協同組合連合会長理事 三浦清太郎外十名

神戸市は、海区漁業調整委員会を中心に、漁場調整問題を検討中であるが、過去の事例に明かな通り、対府県関係は極めて複雑困難な実情にある。しかるに万一神戸市の特別市制が実施され

ると、一衣帯水の漁場は、行政区画の細分化に伴い、漁民間に摩擦を生じ、漁場紛争を誘発する結果となるから、神戸市の特別市制実施に反対であるとの陳情。

第一〇三二二号 昭和二十七年五月一日受理

神戸特別市制反対に関する陳情

陳情者 兵庫県印南郡別所村農業委員会内 萩原中雄

現在神戸市は特別市制実現のため猛運動を展開中であるが、もし特別市制が実現されると、都市と農村の有機的一体性を破壊し、その上両者の対立を激化し、ひいては農村の経済自立向上ならびに増産意欲をいじめるしく阻害するものであるから、このような有害あつて一利もない特別市制の実施をみないよう善処せられたいとの陳情。

第一〇二二二号 昭和二十七年四月二十五日受理

地方税法中一部改正に関する陳情

陳情者 北海道札幌市議會議長 斎藤忠雄

地方税法第三四八条第一項の固定資産税に対する非課税の範囲は、市町村自体の財政の現状からみて適当でないから、この範囲を縮小し、例えば国有鉄道については非課税の範囲を直接輸送の用に供する資産に限定し、他の資産を課税の対象とするよう、すみやかに同法の改正を実施せられたいとの陳情。

第一〇二七二七号 昭和二十七年四月二十八日受理

清掃事業施設整備に要する財源確保に関する陳情

陳情者 東京都知事 安井誠一郎

急激なる都市の膨張発展に伴い、市民生活より排出される汚物量もいじりしく増加しているが、都市財政の窮乏は、清掃事業経費の財源難をもたらし、事業運営に重大な支障をきたしているから、これが打開のため、国庫補助金の交付、地方財政平衡交付金の増額、起債わくの設定等財源確保の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一〇三〇号 昭和二十七年四月二十八日受理

地方公営企業法案中一部修正に関する陳情

陳情者 長崎市役所内長崎市監査委員会 福地順二

今国会に上程見込の地方自治法改正案中第三十条第二項の次に「地方公営企業を経営する市は監査委員を置くものとする」の一項を加えるよう修正せられたいとの陳情。

第一〇三七号 昭和二十七年五月六日受理

東京、大阪両警視庁の国家警察編入反対に関する陳情

陳情者 大阪市東区杉山町一（大阪城内）大阪警察区内自治体公安委員会連合協議会内 神宅賀寿恵

政府は現在ならびに将来の国内治安情勢に対処するため、東京、大阪の両警視庁を国家地方警察に編入する意向の由であるが、このような動きは、民主主義理念を基調とした日本国憲法、地方自治法、警察法を通ずる地方分権の思想に反し、中央集権的かつ独裁的国家警察への復元を包蔵する思想に基因するものであつて時代逆行もはなはだしきものであるから、警察権は自治体

固有の権利であることを再確認し、右のような思想ならびに行動に対しては断こととして反対するとの陳情。

昭和二十七年五月二十八日印刷

昭和二十七年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁